

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について（概要）

1 経緯

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項において、地方公共団体の機関等は、法第6条第1項の規定による基本方針に即して、第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）に規定する事項に関し、当該地方公共団体等の機関の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「職員対応要領」という。）を定めるよう努めることとされている。

・本県では、職員対応要領の策定を、愛知県障害者差別解消推進条例第15条第1項により義務とし、平成27年12月に知事部局・教育委員会（事務局等・県立学校）・県警察における職員対応要領を策定*した。

※以下の県機関は知事部局の職員対応要領を準用

企業庁、病院事業庁、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

2 改正の趣旨

・令和5年3月に基本方針を変更し、令和6年4月から施行されることとなったため、基本方針の変更等を踏まえた職員対応要領の改正を行うこととする。

・職員対応要領は、基本方針だけでなく、国の各府省庁等の職員対応要領（法第9条第1項）や事業者のための対応指針（法第11条第1項）も踏まえた内容となっているため、国の各府省庁等の職員対応要領及び事業者のための対応指針の変更も踏まえ改正を行うこととする。

ただし、一部を除き多くの国の各省庁等においては改正作業中であるため、国の動向を注視しつつ、職員対応要領の改正に向けた検討を進めることとする（今回お示しした素案については、現時点で改正済又は改正案が示されている内容に基づき作成したものとされていることに御留意いただきたい）。

3 改正のスケジュール

12月22日 愛知県障害者施策審議会で改正案を審議

1月～3月 法規審査*

3月 職員対応要領の改正*

※国における職員対応要領・対応指針の改正状況を踏まえ、手続きを進めることとする。

【参考】基本方針の主な変更点

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方への追記

社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を追記。

(2) 例の記載

- ・正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例を記載
- ・合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例を記載

(3) 建設的対話・相互理解の重要性の追記

社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要であることを追記。

(4) 「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」の記載

改正法により、基本方針に定める事項として「国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項」が追加されたことから、当該事項に記載する項目として「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を新設。